

都 市 景 觀 形 成 地 域

景 觀 形 成 計 画



函 館 市

< 目 次 >

はじめに -----	1
1. 都市景観についての基本的な考え方 -----	1
2. 函館市の都市景観 -----	2
第1部 都市景観形成地域の概要 -----	3
1. 都市景観形成地域の概要 -----	5
2. 都市景観形成地域の位置づけ -----	7
3. 都市景観形成地域の景観特性 -----	8
4. 都市景観形成地域の現況 -----	9
5. 景観形成上の課題 -----	10
第2部 景観形成の方針 -----	11
1. 基本方針 -----	13
2. 基本目標 -----	14
3. 基本姿勢 -----	15
4. 計画の対象 -----	17
第3部 景観形成計画 -----	19
1. 計画の構成と内容 -----	21
2. 誘導計画 -----	22
1 まちなみ景観 -----	23
1-1 住宅地景観 -----	23
1-2 住商複合地景観 -----	26
1-3 港湾地景観 -----	29
1-4 景観形成街路沿道区域 -----	31-1
2 街路景観 -----	32
3 水辺景観 -----	35
4 地域外からの眺望景観 -----	38
3. 保存計画 -----	41
1 元町公園周辺地区景観 -----	42
2 函館ハリストス正教会復活聖堂周辺地区 -----	45
3 金森倉庫群周辺地区景観 -----	48

※ 本文中「歴史的景観地域」とあるのは「都市景観形成地域」と読みかえるものとする

はじめに

1. 都市景観についての基本的な考え方

都市景観は、都市を構成する地形や緑・水などの自然や、建築物・工作物などの、視覚に映る都市の物的環境が主体となるが、都市の諸活動や市民生活のかもし出す雰囲気などとも深いかかわりをもつものであり、その都市の文化を表現するものといえる。

そのため、すぐれた都市景観は、それ自体すぐれた都市の文化のあらわれといえるが、すぐれた都市景観が、さらに都市に対する誇りや愛着を育み、都市の諸活動や市民生活を高揚し、市民文化を醸成するものである。

また、都市景観は、都市の快適性にかかる大きな要素であり、市民が共有する社会的財産としての性格をもっている。

良好な都市景観の形成は、都市の魅力を高め、人びとが都市に誇りと愛着をもって、より快適に生活するためのものであるとともに、この社会的財産をより豊かなものとして後世に引きつぐためのものもある。

函館市においても、今後とも良好な都市景観の形成に努め、函館の特性をいかした、総体として美しく、快適なまちづくりをすすめる必要がある。



函館山からの景観

2. 函館市の都市景観

都市はその地勢や成り立ちによって、その都市の個性を表現する独自の条件を持っている。

函館に与えられた条件とは、地勢の面からは、函館圏域の外縁を形成する丘陵・山岳部、扇状に展開する平野部、その要に位置する函館山、そしてそれらを包み込む海洋部であり、それらは特有の眺望景観を私たちに提供してくれている。

また、成り立ちの面からは、港湾都市としての各種景観のほか、わが国最初の国際貿易港として開港以来、多くの諸外国文化の流入をみたまちとして、維新の動乱を経験したまちとして、さらに、たび重なる大火の被害を受けながら、北洋漁業の基地・北海道の中心都市として発展したまちとして、他に類のない特有の歴史的文化的景観を私たちに提供してくれている。

函館市の都市景観を考える際には、この独自の条件をふまえ、その特性をいかし、保全するところから始まり、その上に立った新たな函館らしい都市景観の創造をめざさなくてはならない。

なかでも「函館発祥の地」「函館港開港の地」である歴史的景観地域は、函館の歴史を強く表現している地域であり、その歴史的環境の保全を図り、さらにその歴史性にふさわしい環境を創出することは、函館市の都市景観形成の基盤としてきわめて重要である。

このような観点から、函館市の都市景観の形成を図る上で、特に重点的に景観の形成を図るべき地域として歴史的景観地域をとらえ、その景観形成の方向を示すこととする。

第 1 部 都 市 景 観 形 成 地 域 の 概 要

1. 都市景観形成地域の概要

当地域は港湾地形などに恵まれ、函館のみならず北海道の玄関口として繁栄の中心をなしてきた。

古くは幕府の直領として奉行所が設置された19世紀初頭から政治・交易の中心地として市街地が形成されたが、市街化が拡大したのは幕末の開港以降である。

安政6年（1859年）長崎・横浜とともに、わが国最初の国際貿易港として開港した折りも当地域は函館の中心地であり、以来、諸外国文化の流入とそれによる強い影響を受け、エキゾチックな町並みが形成されていった。

市街地の骨格も、明治11年（1878年）・明治12年（1879年）のあいつぐ大火にともなう街区改正により、広幅員の坂道や街路が整備され、矩形の整然とした現在のような街区形態が誕生した。

その後港湾の近代化も進み、北海道の中心商港として確固たる地位をきずいたが、明治40年（1907年）の大火で地域の大半を焼きつくす被害を受けている。

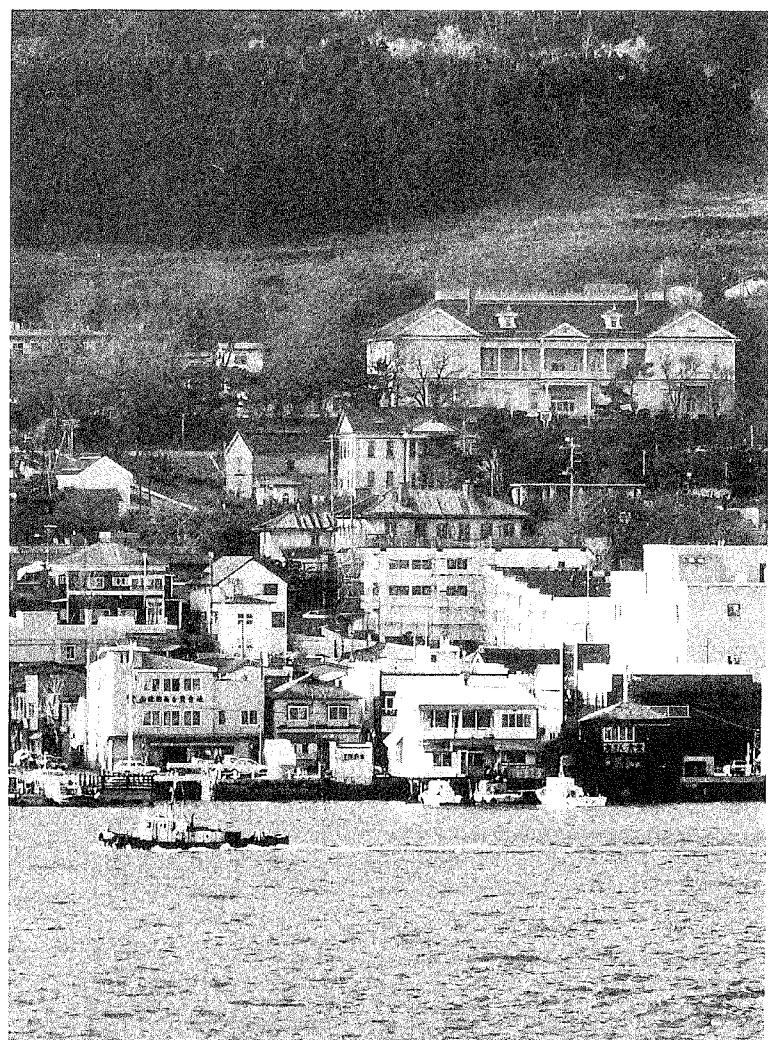
大火の復興はめざましかったが、その際にも開港以来の諸外国文化の流入と、その中で育まれてきた市民意識をあらわすように、洋風あるいは和洋折衷様式の民家等が数多く建てられ、現在もその多くが当時の姿を残している。

また、あいつぐ大火の経験の中で、煉瓦造をはじめ土蔵造りなどの防火造建築が公共建築や商業建築を中心に取り入れられ、さらに大正期に入ると、わが国においても黎明期にあった鉄筋コンクリート造の建物も多く建設されたが、これらの建物は現在も地域の歴史を表現し、景観を特徴づけるものとなっている。

このように、当地域は「函館発祥の地」であり、ながく北海道の中心的役割を果たし、開港以来の歴史的遺産や特有の文化の蓄積が多くみられる歴史的地域である。

それは背後の函館山や函館港と相まって、特有の歴史的環境を

つくり出しており、函館市民の誇りとする地域であると同時に、全国的にも評価が高く、現在本市を訪れる年間約 340万人もの観光客の多くが足をはこぶ地域であり、まさに函館らしさを象徴する代表的な地域である。



港から見た歴史的景観地域

2. 都市景観形成地域の位置づけ

当地域は、ながく本市の産業・経済・文化の中心をなしてきた地域であり、函館らしさを象徴する代表的な地域であるとともに、今後とも市民全体の精神的なバックボーンとなる地域である。

また、先に策定した「新函館圏総合計画」においては、計画の5つの柱の一つである“やすらぎのある生活環境の整備”の中で「歴史と文化と景観を活かしたまちづくり」として特に西部地区を取り上げ、町並みの保存・整備に努めるとして、保存・整備のための制度の確立や住環境整備をうたうとともに、港湾の整備の中では港湾環境の向上を、観光保養地の形成の中では歴史的文化遺産の保護・保存と整備を、そして文化財の保護・保存の中では西部地区の町並みの保護・継承をそれぞれうたっている。

そこで本計画では、当地域を函館市民の精神的な核・シンボル核として位置づけ、歴史と文化をいかした良好な住宅地の形成をはじめ、臨港地区における親水性の向上や、歴史的文化遺産の保護・保存と整備などを図ることによって、さらにその質を高めていくこととする。

3. 都市景観形成地域の景観特性

当地域には歴史的かつ文化的な古建築が数多く点在するほか、商家や一般の民家などのいわゆる町家においても和風、洋風、さらには往時のハイカラな気風を偲ばせる和洋折衷様式の建築物が多く集積している。

これらの建物と周囲の坂道・街路等が、緑地（函館山）と水辺（函館港）につつまれて違和感なく融合しながら、他都市に類のない特有の歴史的文化的環境をつくり出している。

地域内はさまざまな景観構成要素からなっており、そのまとまりごとに分類することは可能であるが、地域全体に共通する景観特性を「歴史文化景観」としてとらえることができる。

4. 都市景観形成地域の現況

当地域はすぐれた歴史的文化的環境を有する一方、建物の老朽化・不良住宅ストックの増加をはじめ、下水道等の都市施設の不備・建物の過密とオープンスペースの不足・災害時における危険性など、多くの居住環境上の問題をかかえている。

その中で、近年地域特有の歴史的景観を構成していた建造物においても、次第に近代的なものへとつくり替えられる傾向が見られるとともに、地域の景観特性になじまないデザインを有する建物や高層の建物が散見されるようになり、総じて歴史的景観のまとまりと融合の原理が失われつつある。

また、都市化の進展と本市中心部の東部の方への移動という都市構造の大きな変化の中で、急激な人口の流出・老齢化といった現象が見られ、当地域と密接な関係をもつ造船業・水産業の不振などにより、地域全体の活力は大きく低下してきている。

しかし、函館の歴史を現在に伝える地域として、市民全体の精神的バックボーンとしての役割りは大きく、地域の再生を望む声は強い。

それらをあらわすように、近年地域内の古い建物を再生・再利用する事例の増加がみられるとともに、新たな商業活動の試み、市民団体等による啓蒙活動など、民間・市民による活動が活発に行われるようになり、それとともに行政への期待も高まってきている。

5. 景観形成上の課題

当地域の景観形成にあたっては、歴史的景観の保全とともに、現況をふまえた居住環境の整備・向上を早期に図る必要がある。

それは地域住民の快適性の向上や新規人口の導入、人口構成の適性化を図る上でも不可欠であり、それが文化・観光資源の充実とともに、地域に活力を生みだすことにつながっていく。

その中では、再開発的手法による市街地の形成や、ウォーターフロントの活用等、地域に賑わいを生みだすための新たな創造も望まれる。

そして、歴史性をいかした新たな創造と歴史的景観の保全が一体となって、調和のとれた活力ある町並みとして、当地域をより魅力あるものとすることが、景観形成上の大きな課題となる。

第 2 部 景観形成の方針

1. 基本方針

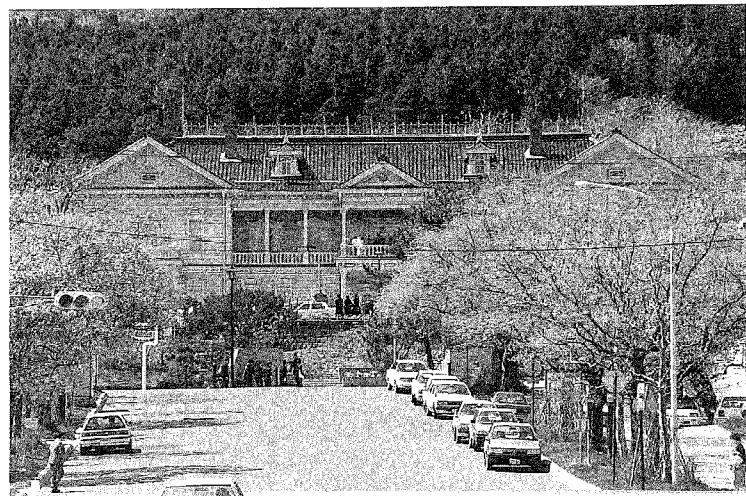
当地域は古くからの歴史的蓄積のある地域であり、市民全体の精神的バックボーンとなっている地域である。

このような歴史的景観地域にもとめられる景観形成は、ただ単に形態上の整備にとどまらない。

歴史と文化に対する誇りと愛着、人びとの心のふれあいやコミュニティ意識に支えられた親しみのある景観形成が、その基調として重要である。

それは、やすらぎとうるおいに満ち、さらに市民の精神的な核・シンボル核としての活力ある生活の場として、当地域をイメージすることといえる。

このような観点から、歴史的景観地域の景観形成の基本方針として「歴史と文化をいかしたまちづくり－やすらぎとうるおいと活力のあるまち」を目指すこととする。



基坂と旧函館区公会堂の景観

2. 基本目標

「歴史と文化をいかしたまちづくり－やすらぎとうるおいと活力のあるまち」を実現するために、次の三点を基本目標とする。

① 歴史的環境の保全

当地域の歴史的環境は、地域住民のみならず市民全体が共有する貴重な財産であり、誇りとするものである。

地域住民の共感を育むものとしても、保全し、継承していくことが大切である。

② 居住環境の質的向上

当地域の居住環境は、従来の安全性・保健性・利便性などの主に量的整備の尺度からすれば、決して良好なものとは言い難い。

これらは早急に解消する必要があるが、その際にアメニティ（快適性）といった生活空間の質的な視点が重要であり、景観形成の目標の一つもそこにある。

③ 魅力ある環境の創出

当地域は市民の精神的な核・シンボル核として、より魅力ある環境を創出する必要がある。

古い建物の再利用を含め、歴史的環境をいかし、現代の生活様式に適合した、新たな環境の創出が大切である。

3. 基本姿勢

景観形成の推進は、市民および地域住民の理解と協力なくしてはありえない。

そのためには、景観形成についての市民全体の意識の高揚と、地域住民のコミュニティ意識に支えられた主体的なまちづくりへの取り組みが不可欠である。

その際、次の三点についての共通した理解と認識が必要である。

① 対象となる空間

※公的空間

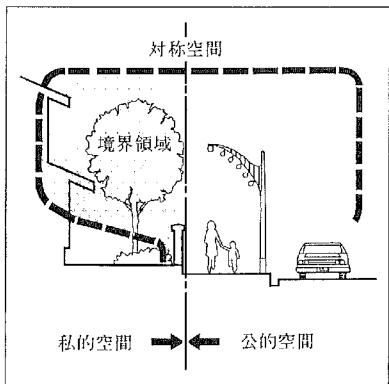
街路・公園などの公共空間のこと

※私的空间

民有地内の空間のこと

※境界領域

私的空间のうち、公的空間から見える領域



対象空間

景観は市民および地域住民が共有する財産であり、景観に対する配慮は、自分たちの住むまちを快適なものとするためにも大切なことである。

それは街路などの公的空間（パブリック・スペース）のみならず、民間の建築物や垣などの私的空间（プライベート・スペース）も大きな構成要素となっている。

良好な景観形成のためには、公的空間はもちろんのこと、私的空间のうち公的空間との境界領域を半公的空間（セミパブリック・スペース）としてとらえ、景観形成の対象空間として位置づける。

② 視点

景観は一朝一夕に形成されるものではなく、市民および地域住民の日常生活や創造行為の、長い時間の中での積み重ねによって形成されるものである。

それには、今日までの歴史を明日のまちづくりにいかす、それぞれの姿勢と取り組みが必要とされるが、その際、次の三つの視点が大切である。

イ) まもる —— 長い歴史の中で蓄積され、まちに個性とうるおいを与えていた歴史的環境や自然など、すぐれた

景観資源については、これを保全し、継承する。

ロ) そだてる — 今日の生活に適合し、快適性を保つためにも改善を必要とするものについては、地域固有の環境特性をいかしながら改善を進め、変化の中に歴史の連続性が保たれるように配慮する。

ハ) つくる —— 新たな創造は、健全な地域形成の上でも必要であるが、その場合においても地域の景観特性を充分に考慮し、すぐれた都市空間の創造をめざす。

③ 住民参加

函館らしい、そして地域の特性をいかした景観形成を図るには、多くの困難な問題をともなうが、それを一つひとつ解決していくためには、市民・地域住民・事業者・専門家のそれぞれの立場からの協力が不可欠である。

そのためには、まず景観は市民および地域住民が共有する財産であるという認識と、地域住民のコミュニティ意識に支えられた主体的参加が必要であり、行政と市民・地域住民が一体となって景観形成をすすめていくことが基本である。

4. 計画の対象

歴史的景観地域の景観形成を図るには、その景観特性から、「歴史文化景観」としてその構成要素の質を高め、全体としても調和のとれた景観に導くことが重要であり、その誘導の方向と、特に重要な構成要素についての保存の方向とを明らかにする必要がある。

そこで基本計画では「誘導計画」と「保存計画」の二つの計画を柱とする。

誘導計画は、当地域の全域における景観形成の方向を明らかにし、このことによって調和のとれた景観の誘導を図ることを目的としたものである。

また、保存計画は、当地域の中でも歴史文化景観として特に重要な一部の地区について、保存の立場からの方向を明らかにし、このことによって歴史文化景観の中核的役割りを担うことを目的としたものである。

① 誘導計画の対象

誘導計画は、歴史的景観地域の全域を対象として計画を策定する。

計画は地域内の景観特性をさらに細かく分類し、その分類ごとの景観形成について、その方向を明らかにする。

② 保存計画の対象

保存計画は、歴史的景観地域においても特に貴重な歴史的建造物が群をなし、それと一体となってその価値を形成している地区を対象として計画を策定する。

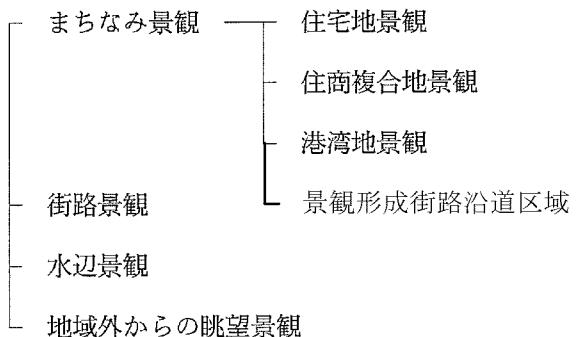
計画はその構成要素の保存のあり方について、その方向を明らかにする。

第3部 景觀形成計画

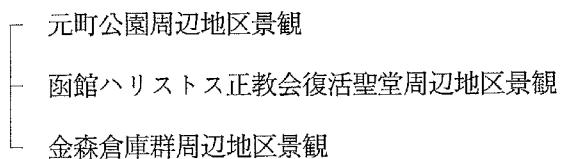
1. 計画の構成と内容

本計画は「誘導計画」と「保存計画」によって構成され、その中で景観形成にかかわる当地域の機能・形態等についての計画を示し、景観形成の方向を明らかにする。

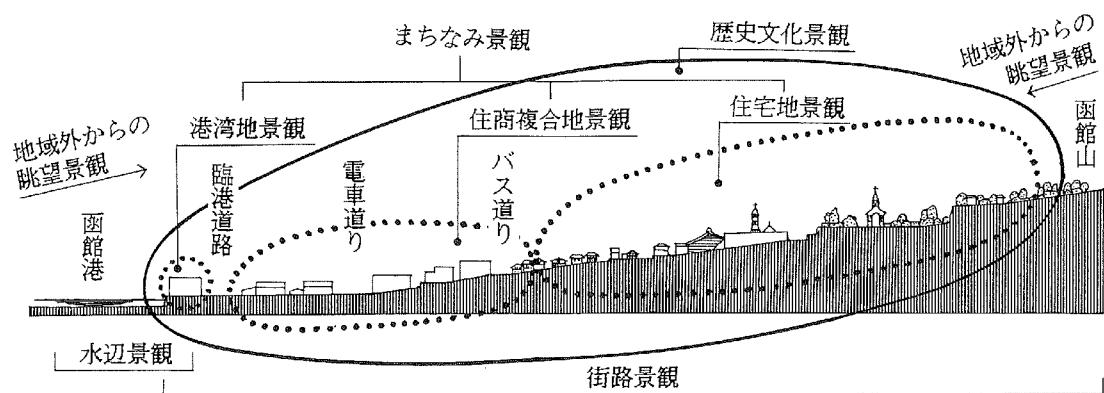
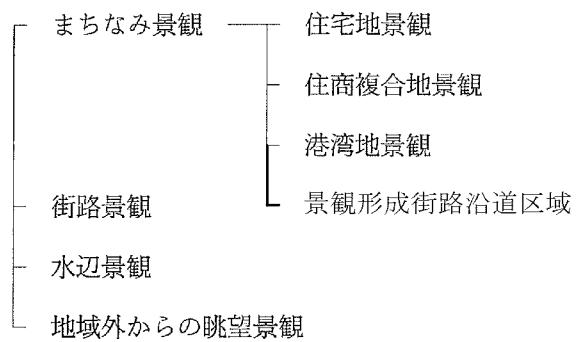
誘導計画



保存計画



2. 誘導計画



1 まちなみ景観

1 - 1 住宅地景観

(1) 特性と課題

歴史的景観地域の住宅地は、和風・洋風・和洋折衷といった様々な建築様式の住宅が混在しながらも、一つのまとまりを保って、特有の歴史的景観を形成している。

また、教会や寺院をはじめ、学校・幼稚園・病院・公会堂といった文教厚生施設が多く集積し、その一つひとつが固有の歴史性をかもし出し、地区の歴史的景観を特徴あるものにしている。

さらに、地区においては歴史に育まれた成熟したコミュニティの形成がなされており、それが景観の維持・保全に果たしている役割りは大きい。

一方、地区人口の減少・老齢化にともなう地域活力の低下、建物の老朽化、オープンスペースの不足、下水道の不備、防災上の危険などといった居住環境上の問題をかかえており、これらの問題を、地区を特徴づけている歴史的環境の保全・整備と、いかに調和を図りながら解決していくかが、景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 個性をいかした住宅地の形成

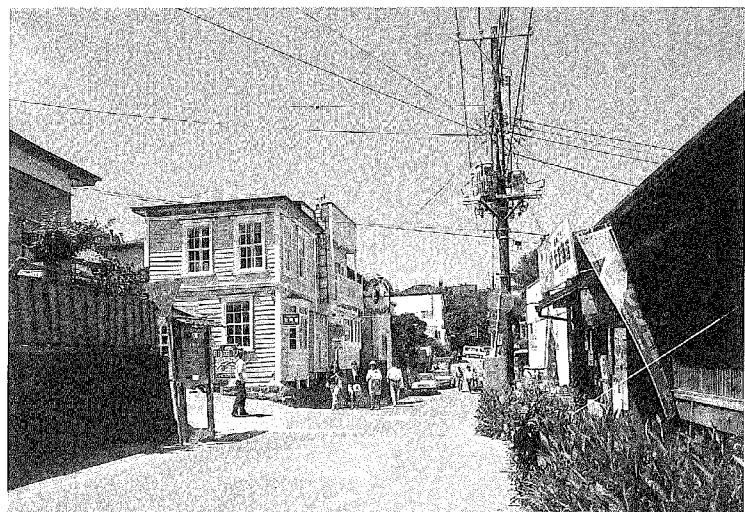
歴史性と地形上の特色をいかし、より魅力的で個性あふれる住宅地の形成をめざします。

② 安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備をはじめとして居住環境の向上に努め、安全で快適な住宅地の形成をめざします。

③ 成熟したコミュニティの維持

市民生活の基盤となっている成熟したコミュニティについては、景観形成にも不可欠であり、その維持に努めます。



住宅地の景観

(3) 施策の方向

- 歴史的建造物の保全と活用
- 建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導
- 寺院群や教会群の景観保全と周辺環境の整備
- 周辺の歴史的景観と調和するとともに、快適な居住環境をもった、良好な住宅地整備の促進・誘導
- 下水道の整備をはじめとする都市施設の整備
- 公的施設の質的向上
- オープンスペースの確保
- 景観協定の推奨
- 景観形成住民団体の推奨
- 共同建て替えの推奨
- 二世代・三世代が居住する住宅の推奨

1 - 2 住商複合地景観

(1) 特性と課題

歴史的景観地域は、かつて本市の経済的中心地でもあり、市電沿線においては今なお多くの歴史的な商業建築が建ち並び、地区の景観を特徴づけている。

また、大町・弁天町には古くから住民に親しまれてきた商店街が形成されており、地域と一体となった、特有の歴史的景観を形成している。

しかし、本市における都心機能の移動や、地域人口の急激な減少などから、その経済的な活力は大きく低下してきた。

今後、商店街の近代化をはじめ、多くの課題を克服していく必要があるが、その際に、周辺の歴史的環境の保全・整備と、いかに調和を図りながらすすめ、地区をより親しみと魅力あるものとしていくかが、景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 個性をいかした親しみと魅力ある商店街の形成

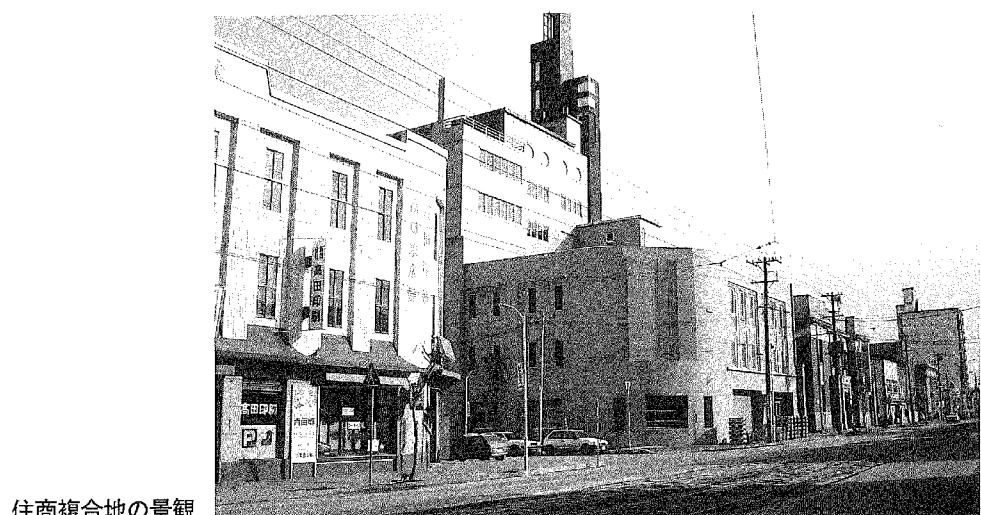
歴史を背景とした個性をいかし、親しみのある商店街の形成を図るとともに、市民や市外からの来訪者にとっても魅力ある商店街の形成をめざします。

② まとまりのある景観の形成

新たな建築行為等にあっては、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観形成をめざします。

③ 安全で快適な環境の整備

そこに住み、働く人たちにとっても、安全で快適な生活の場、活動の場として整備を図ります。



住商複合地の景観

(3) 施策の方向

- 歴史的建造物の保全と活用
- 個性ある商業施設の誘導
- 商店街単位での個性と魅力にあふれる空間の創出
- 建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導
- 高層・大規模建築物などの景観上の配慮
- 景観協定の推奨
- 景観形成住民団体の推奨
- 歩行者空間の整備
- 下水道の整備をはじめとする都市施設の整備

1 — 3 港湾地景観

(1) 特性と課題

函館港は西部臨港地区より発展し、当地区はながく函館の産業の中心をなしてきた。

現況においても地域内の建物の多くは倉庫などの運輸関連施設と、中小の工場によって占められており、港湾機能と関係の深い施設が主体となっている。

その中には港湾地としての歴史を物語る建築物や工作物など（歴史的港湾施設）も多く、固有の歴史的景観を形成している。

しかし、主として物流構造・産業構造の転換によって、主要な港湾機能が北部へと移動し、それにともなって当地区に求められる機能も変化してきている。

今後、港湾機能の質的な充実が必要となるが、その際に、周辺の歴史的環境の保全・整備と、いかに調和を図りながら個性的でうるおいにみちた港湾地を形成していくかが、景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 個性と活力のある港湾地の形成

歴史を背景とした個性をいかしながら港湾機能の質的な充実を図り、活力のある港湾地の形成をめざします。

② まとまりのある景観の形成

新たな建築行為等にあっては、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観形成をめざします。

③ うるおいのある環境の整備

市民のみならず市外からの来訪者にとっても、港に親しみ、くつろぎの場となる空間の創造と、環境の整備を図ります。



港湾地の景観

(3) 施策の方向

- ・ 歴史的建造物の保全と活用
- ・ 港をいかした新たな産業活動の誘導
- ・ 建築物や屋外広告物などに対する規制・誘導
- ・ 高層・大規模建築物などの景観上の配慮
- ・ 景観協定の推奨
- ・ 景観形成住民団体の推奨
- ・ オープンスペースの確保と、市民が港に接することのできる憩いの場の創出
- ・ 水と接し、遊び親しむ海洋レクリエーションの場としての整備
- ・ 下水道の整備をはじめとする都市施設の整備

1 - 4 景観形成街路沿道区域

(1) 特性と課題

都市景観形成地域では、坂道と等高線沿いの平坦な街路とが特有の景観上の変化をもたらしている。

坂道からの見上げ、見下ろす景観と等高線沿いの建物の連なる景観は、視点の移動にともなって様々な景観を展開する。

その中でも、特に伝統的建造物群保存地区に隣接・近接し、函館らしい景観を有する道路に面した区域を「景観形成街路沿道区域」として指定し、積極的な景観誘導を図る必要がある。

今後、当区域の歴史的な環境を形成していくためには、新たに建築される建築物等に対する景観上の誘導策が必要であり、それをいかにすすめていくかが景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 函館らしさを際立たせる景観の形成

函館の歴史性と地形上の特色をいかし、より函館らしさを際立たせる景観形成をめざします。

② 伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成

新たな建築行為等にあたっては、周辺の伝統的建造物群保存地区との連続性に配慮した景観形成をめざします。

(3) 施策の方向

- ・ 伝統的建造物群保存地区と一体となった景観誘導
- ・ 事前協議制度の活用

2 街路景観

(1) 特性と課題

歴史的景観地域では、坂道と等高線沿いの平坦な街路とが、特有の景観上の変化をもたらしている。

坂道からの見上げ、見下ろす景観と、等高線沿いの建物の連なる景観は、視点の移動にともなって、様々な景観を展開する。

そして、それらの交わる地点においては、双方の強いコントラストがつくり出す特有の辻景観が構成され、地域の景観上の大いな特色となっている。

これらの街路構成は、地形上の特性をあらわすものであると同時に、明治11年（1878年）・明治12年（1879年）の大火後の街区改正時に形成されたものであり、大火の歴史を表徴する広幅員の街路や、石垣・石畳等は、そのまま函館の歴史を表現するものである。

しかし、石畠の摩滅・荒廃のほか、並木の整備などの面でも不充分なところがあるとともに、景観上マイナスにはたらく要素としての電柱・電線への対策、屋外広告物やストリートファニチュア類のデザイン上の対策など、景観の質を高める努力や工夫が今後も大切であり、それが景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 地形と歴史をいかした個性的な街路空間の創出

現在の街路構成をいかし、さらにその質を高め、より個性的で歴史を感じることのできる街路空間を創出する。

② 親しみとうるおいのある歩行者空間の創出

車と人の調和を図り、来訪者や地域に居住する人たちにとっても安全で親しみが持て、うるおいのある歩行者空間を創出する。

③ 人を結ぶ生活空間としての整備

地域の成熟したコミュニティをささえる、語らいや憩いの場として生活道路を整備する。



街路の景観

(3) 施策の方向

- 地域の歴史的環境にあった個性的で快適なシンボルロードの整備
- 主要な街路の石畳整備
- 特徴的な石垣・煉瓦塀などの保全・整備
- 主要な街路の電線等の地中化
- 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去
- 案内板やストリートファニチュア類のデザインの向上
- 街路植栽と街路照明の計画的整備
- 交通規制や駐車場の整備・歩車共存道路の整備等による地域住民や歩行者の安全確保と、ポケットパークの整備などによる快適な歩行者空間の創出
- 花いっぱい運動や、通りに名前をつける運動をつうじての親しみのある街路づくり

3 水辺景観

(1) 特性と課題

歴史的景観地域の港の景観は港内を一望でき、それ自体、開放的で個性的なものとなっている。

函館港開港の地であり、ながく産業・流通活動の中心をなしてきたことからも、そこには港湾地としての歴史を物語る建築物や工作物など（歴史的港湾施設）が多く残っている。

しかし、港湾関係労働者や港湾利用者に対する休息の場や、市民に対する憩いの場などのオープンスペースが不足していることなどから、その特有の景観は、充分にはいかされてこなかった。

今後、港湾機能の充実とともに、海洋レクリエーションや港とのふれあいおよび憩いの場として、その質を高めていくことが、景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 親しみのもてる水辺空間の創出

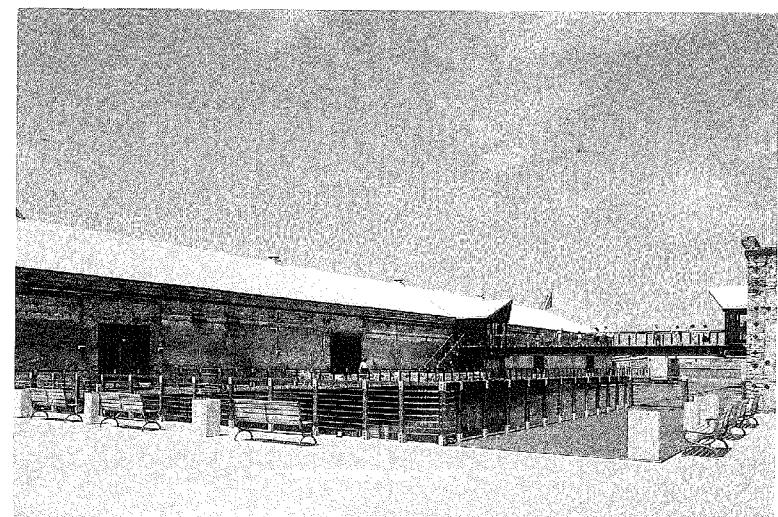
港と市民の結接点および市民の憩いの場として、親しみのもてる空間を創出する。

② 歴史をいかした水辺空間の創出

歴史的港湾施設を保全・整備し、個性的で魅力ある水辺空間を創出する。

③ 港湾機能との調和

より活力にみちた、新たな活動の場として、魅力的な空間の整備を図る。



水辺の景観

(3) 施策の方向

- ・ 親水性の高い水辺の創出
- ・ ウォーターフロントの整備と、市民が港に接することのできる憩いの場の創出
- ・ 倉庫や掘割などの歴史的港湾施設の保全と、特徴的な景観資源としての整備・活用
- ・ 水と接し、遊び親しむ海洋レクリエーションの場としての整備

4 地域外からの眺望景観

(1) 特性と課題

歴史的景観地域は、地域全体が地域外からの眺望景観の、大きな景観要素として、とらえることができる。

特に、函館山からの眺望景観、そして函館港からの眺望景観は函館特有のものであるが、その景観を構成する大きな要素となっている。

それは、水（函館港）と緑（函館山）につつまれた地勢上の特性と、歴史性を背景として、最も函館らしい、固有の景観を形成している。

しかし、こうした固有の景観も、都市構造の変貌や土地の高度利用の要請など、社会的・経済的状況の変化によって、次第にその特性を失おうとしている。

こうした状況の中で、今後、時代との適合を図りながら、かつ地勢上の特性や歴史性をいかして、計画的に地域全体の景観を誘導していくことが必要であり、それが景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 水と緑に調和した景観形成

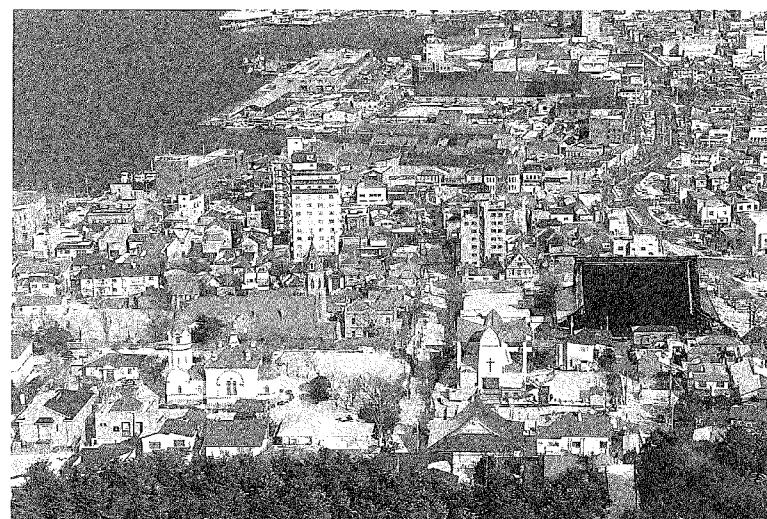
地域の背景となっている水（函館港）と緑（函館山）に融合した、うるおいのある地域景観を形成する。

② まとまりのある景観形成

新たな創造においても、地域全体のまとまりが失われることなく、より質の高い環境が得られるよう、計画的な景観形成を図る。

③ 地域を象徴する新たなシンボルの形成

歴史性の中にも新たな時代にいきしていく地域として、そのシンボルとなる景観を形成する。



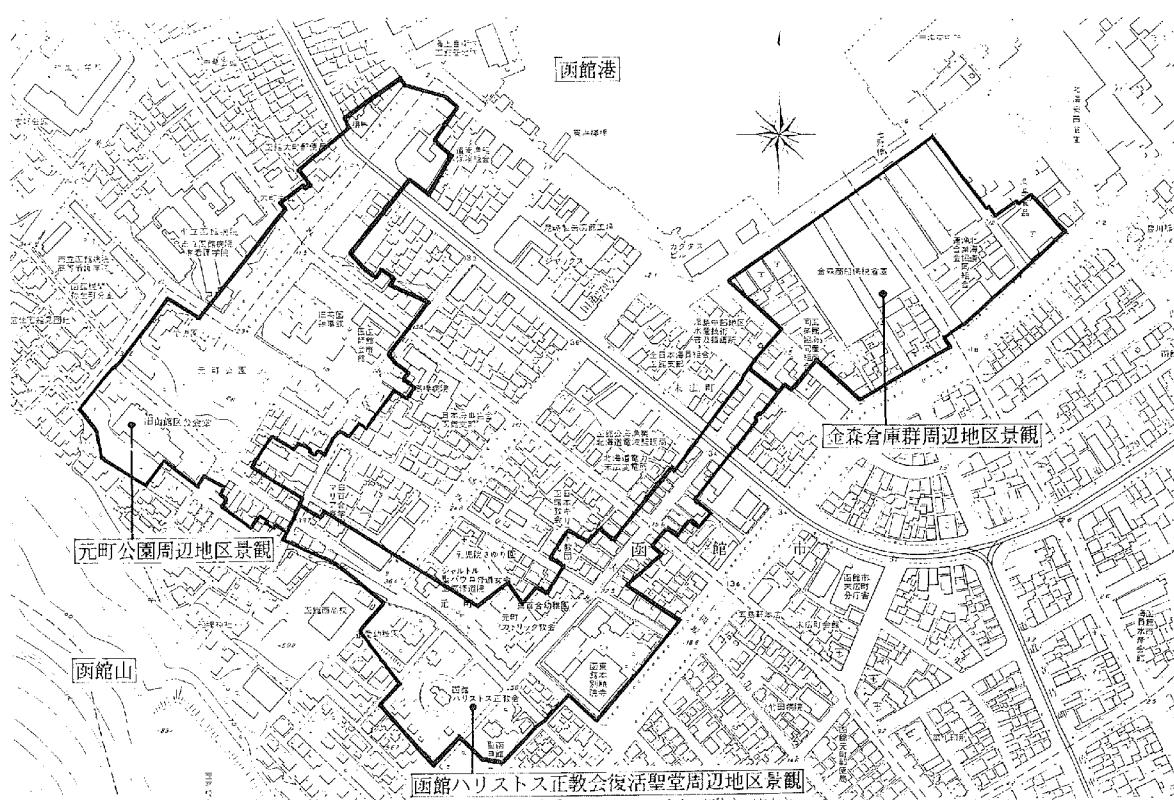
地域外からの眺望景観

(3) 施策の方向

- ・ 高層建築物や大規模建築物などに対する規制・誘導
- ・ 屋外広告物などに対する規制・誘導
- ・ 街路照明や建物の夜間照明などによる、地域の個性の効果的演出
- ・ 新たな時代へむけた地域形成のシンボルとなるランドマークの創造・育成

3. 保存計画

- 元町公園周辺地区景観
- 函館ハリストス正教会復活聖堂周辺地区景観
- 金森倉庫群周辺地区景観



1 元町公園周辺地区景観

(1) 特性と課題

当地区は、古くは「箱館」という地名が誕生したところであり、文字どおり函館発祥の地である。

なかでも現在の元町公園の場所は、幕末に奉行所が置かれて以来、開拓使庁、函館県庁、北海道庁函館支庁、渡島支庁など、常に函館および北海道の行政の中心地であり、現在でも、旧北海道庁函館支庁庁舎や旧開拓使函館支庁書籍庫などの建築物が、函館の都市の発展の要であった当地区の歴史を強く表現している。

さらにその周辺には、旧函館区公会堂、旧イギリス領事館をはじめ、一般の住宅等においても、洋風の建築物や和風・和洋折衷といった函館の歴史と文化を伝える建築物が数多く集積し、当地区の歴史的景観を特徴あるものにしている。

しかし、建物の老朽化や防寒性の不備などにより、建て替えや改修を施すものが多く見られるようになり、なかには地区の景観特性とは異なったものも散見されるようになってきた。

今後、当地区的歴史的な環境を保全していくためには、下水道や駐車場などの都市施設の整備や、街路などの公共空間の質的向上を図るとともに、歴史的建造物の保存策と、その他の建物に対する景観上の誘導策が必要であり、それらをいかにすすめていくかが景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

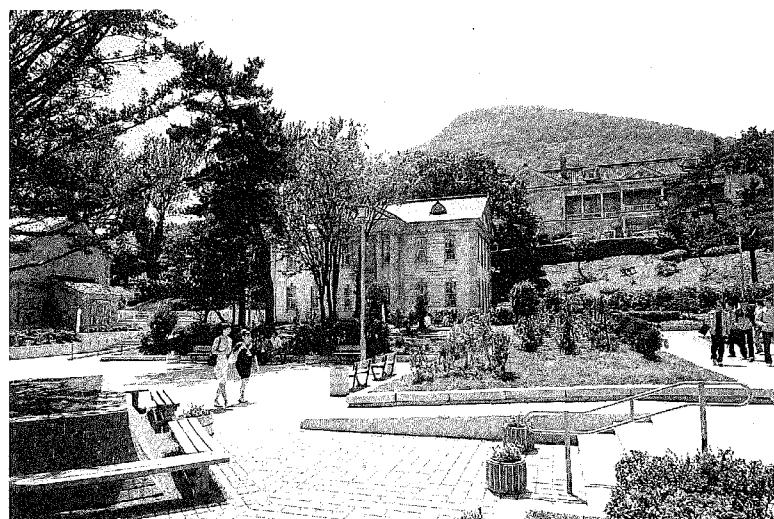
旧函館区公会堂、旧北海道庁函館支庁庁舎や旧開拓使函館支庁書籍庫、旧イギリス領事館といった指定文化財をはじめ、函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

② 景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし、さらに引き出す努力をつづけ、函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

③ 安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備や建物の防寒改修等をはじめとして居住環境の向上に努め、安全で快適な地区形成を図る。



元町公園周辺地区の景観

(3) 施策の方向

- 伝統的建造物群保存地区の指定
- 歴史的建造物の保存と活用
- 建築物や工作物などに対する規制・誘導
- 旧イギリス領事館の、開港にかかわる歴史資料を展示する開港記念館としての整備
- 基坂の石畳整備と緑化
- 日和坂の石畳整備
- 散策路の整備
- 電線等の地中化
- 環境にあわせたデザインの防護柵の設置
- 環境にあわせたデザインの街灯整備
- 案内板やストリートファニチュア類のデザインの向上
- 駐車場の緑化
- 特徴的な石垣などの保全・整備
- 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去
- 屋外広告物に対する規制・誘導
- 下水道の整備
- 地区周辺の駐車場の整備

2 函館ハリストス正教会復活聖堂周辺地区景観

(1) 特性と課題

当地区は函館の開港以来の諸外国文化の流入を端的にあらわす地区であり、特に函館ハリストス正教会復活聖堂やカトリック元町教会、東本願寺函館別院などの宗派も建築様式も異なる宗教建築が建ち並ぶ景観は、地区のみならず、函館を代表する特有の景観である。

また、それらの宗教建築の周囲には、洋風や和風・和洋折衷といった、函館の歴史と文化を伝える住宅などが数多く集積し、当地区的歴史的景観を特徴あるものにしている。

しかし、元町公園周辺地区と同様に、建物の老朽化や防寒性不備などにより、建て替えや改修を施すものも多く見られるようになり、なかには地区の景観特性とは異なったものも散見されるようになってきた。

今後、当地区の歴史的な環境を保全していくためには、下水道や駐車場などの都市施設の整備や、街路などの公共空間の質的向上を図るとともに、歴史的建造物の保存策と、その他の建物に対する景観上の誘導策が必要であり、それらをいかにすすめていくかが景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

函館ハリストス正教会復活聖堂をはじめ、カトリック元町教会や東本願寺函館別院などの宗教建築のほか、函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

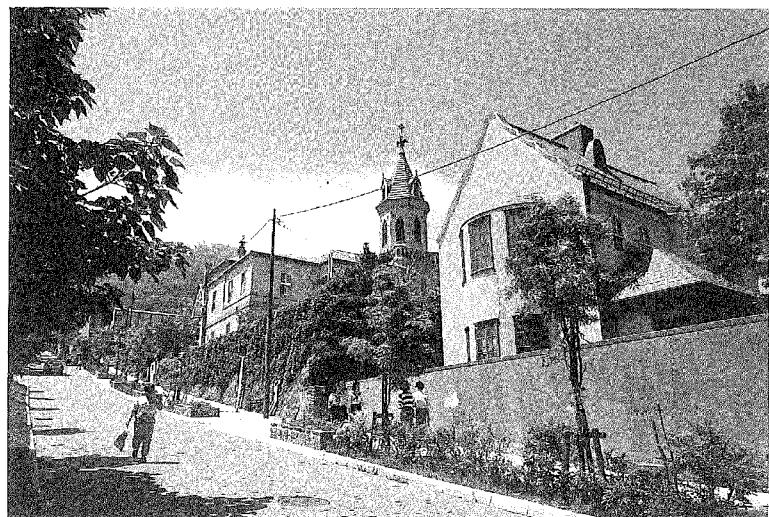
② 景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし、さらに引き出す努力をつづけ、函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

③ 安全で快適な居住環境の実現

都市施設の整備や建物の防寒改修等をはじめとして居住環境の向上に努め、安全で快適な地区形成を図る。

函館ハリストス正教会復活聖堂
周辺地区的景観



(3) 施策の方向

- ・ 伝統的建造物群保存地区の指定
- ・ 歴史的建造物の保存と活用
- ・ 建築物や工作物などに対する規制・誘導
- ・ 散策路の整備
- ・ 電線等の地中化
- ・ 環境にあわせたデザインの防護柵の設置
- ・ 環境にあわせたデザインの街灯整備
- ・ 案内板やストリートファニチュア類のデザインの向上
- ・ 駐車場の緑化
- ・ 特徴的な石垣・煉瓦塀などの保全・整備
- ・ 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去
- ・ 屋外広告物に対する規制・誘導
- ・ 下水道の整備
- ・ 地区周辺の駐車場の整備

3 金森倉庫群周辺地区景観

(1) 特性と課題

当地区は函館が港湾都市として繁栄してきた歴史を端的にあらわす地区であり、特に金森倉庫をはじめとする煉瓦造の倉庫群は、他都市にない函館固有の景観を形成している。

また、港に面した倉庫群の周囲には、旧函館郵便局などの業務施設のほか、函館の歴史と文化を伝える住宅などが数多く集積し、当地区的歴史的景観を特徴あるものにしている。

しかし、港湾機能の変化などにより、地区に求められる機能も変化してきていることや、建物の老朽化等もあって、地区的景観も大きく変化しようとしている。

今後、当地区的歴史的な環境を保全していくためには、下水道や駐車場などの都市施設の整備や、街路などの公共空間の質的向上を図るとともに、倉庫群を中心とする歴史的建造物の用途転用を含めた保存策と、地区全体の機能更新、さらに歴史的建造物以外の建物に対する景観上の誘導策が必要であり、それらをいかにすすめていくかが景観形成上の課題となる。

(2) 基本方針

① 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

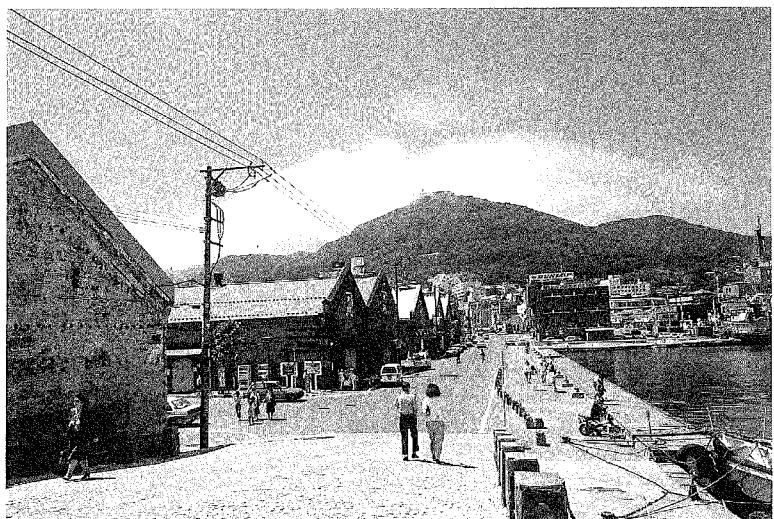
金森倉庫などの倉庫群や旧函館郵便局をはじめとして、函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめる。

② 景観特性をいかした町並みの形成

地区の景観特性をいかし、さらに引き出す努力をつづけ、函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図る。

③ 港との連続性の向上

港との連続性を高め、個性的でうるおいのある、快適な地区形成を図る。



金森倉庫群周辺地区の景観

(3) 施策の方向

- 伝統的建造物群保存地区の指定
- 歴史的建造物の保存と活用
- 建築物や工作物などに対する規制・誘導
- 散策路の整備
- 電線等の地中化
- 環境にあわせたデザインの防護柵の設置
- 環境にあわせたデザインの街灯整備
- 案内板やストリートファニチュア類のデザインの向上
- 駐車場の緑化
- 特徴的な煉瓦塀などの保全・整備
- 看板類などで景観阻害要因となっているものの除去
- 屋外広告物に対する規制・誘導
- 下水道の整備
- 地区周辺の駐車場の整備
- 倉庫や掘割などの歴史的港湾施設の保全と、特徴的な景観資源としての整備・活用

第4部 景観形成のための方策

1. 景観形成基本計画の実施の方向

景観形成基本計画の実施にあたっては、次のような方向ですすめることとする。

(1) 誘導計画の実施

歴史的景観地域においては、誘導計画に基づき、計画的に整備する。

地域においては、景観形成基準を定め、公的空間については市などによる先導的な整備事業を、私的空间（境界領域）については助言・指導や援助を中心として実施する。

また、特に景観形成上重要な建物などを、景観形成指定建築物等として指定し、助言・指導や助成・援助を行っていく。

さらに、景観形成を図るには、長い年月にわたる取り組みが重要であることから、啓蒙活動などの啓発誘導を、継続的に実施する。

(2) 保存計画の実施

歴史的景観地域の中でも、歴史文化景観として特に重要な一部の地区においては、保存計画に基づき、計画的に整備する。

この地区は、歴史文化景観の中核的役割を果たすことから、公的空間においては重点的に整備を図るとともに、私的空间（境界領域）においても規制・誘導や助成・援助を積極的に行っていく。

実施に際しては、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地の制度を、積極的に活用していく。

2. 景観形成の手法

(1) 景観形成のプログラム

一般に景観形成の手法としては、さまざまな手法が考えられるが、函館市西部地区歴史的景観条例による景観形成のプログラムを整理すると、次のとおりとなる。

① 景観形成基準の設定

景観形成基本計画に基づいて、地域内の建物などの規模・位置・色彩などについて、「景観形成基準」を設定する。

その際、地域内においても、その地区ごとの特性に応じた内容とする必要がある。

② 景観形成指定建築物等の指定

地域内の建物のうち、特に景観形成上重要な建物などを、「景観形成指定建築物等」として指定する。

景観形成指定建築物等については、保全基準を設定し、その保全に努める。

指定に際しては、建物所有者等の理解が必要となるが、特に景観形成上重要な建物を、地域全体の景観を歴史文化景観としてさらに良好なものへと導くうえでも欠くことのできない建物として、その指定に努める。

③ 伝統的建造物群保存地区の指定

歴史的景観地域内で、伝統的建造物が集中している地区については、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」として指定し、地区の歴史的な環境の保存に努める。

その際、地区の保存計画を策定し、計画的な保存・整備を図るとともに、修理・修景・許可基準を設定し、環境の悪化を防ぎ、歴史的環境の保存に努める。

④ 助言・指導・許可

地域内の建物などについては景観形成基準に基づく助言・指導を、景観形成指定建築物等については保全基準に基づく助言・指

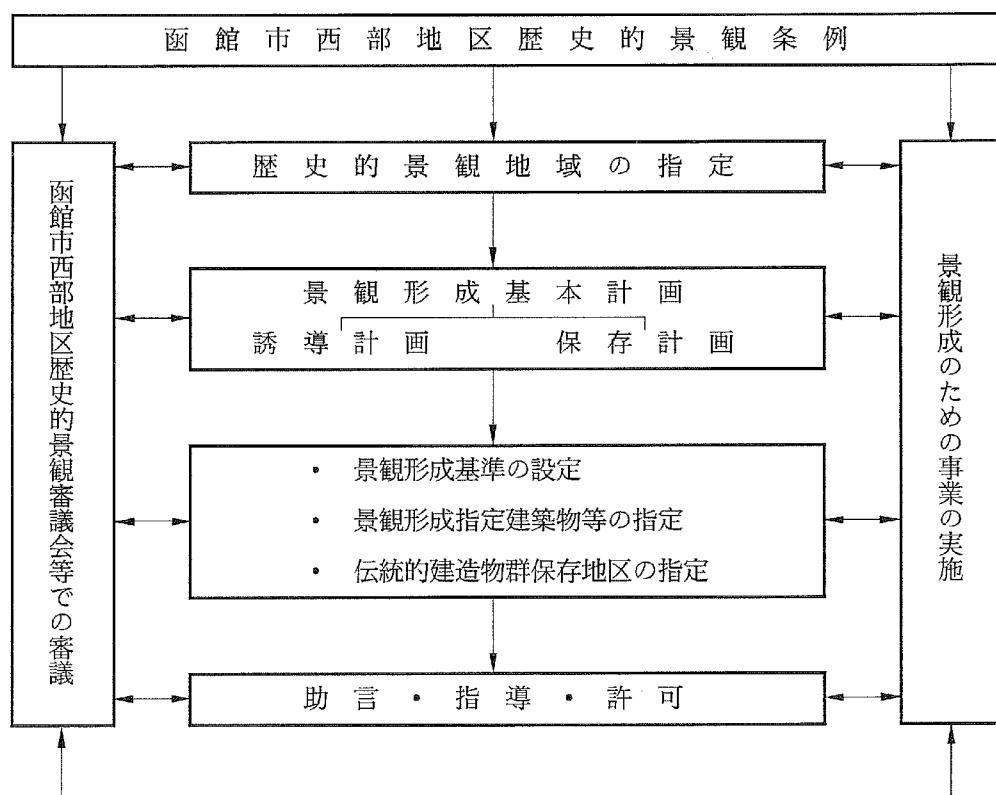
導を、さらに、伝統的建造物群保存地区内の建物などについては修理・修景・許可基準に基づく許可を行う。

これらをつうじて、地域全体の歴史的環境の保全と、良好な景観の形成を図っていく。

⑤ 景観形成に資する公的事業の展開

市など公的機関が実施する公共事業にあっては、景観の形成に充分な配慮が必要であるのはもちろんのこと、市民等による景観形成を先導していく意味でも、積極的に事業を展開し、実施していく。

これらの運用に際しては、必要に応じて函館市西部地区歴史的景観審議会等の意見を求めながらすすめていく。



景観形成のプログラム

(2) 整備手法

景観形成基本計画を実施していくためには、様々な整備手法の適用を検討していく必要があるが、一般に景観形成の整備手法は、大きく、規制的手法、誘導的手法、事業的手法に分類してとらえることが可能である。

① 規制的手法

規制的手法は、景観の保全や環境の悪化を防止することに主眼がおかれる。

文化財保護法に基づき函館市西部地区歴史的景観条例に規定する伝統的建造物群保存地区の指定などが、これにあたる。

② 誘導的手法

誘導的手法は、景観を保全しながらも、さらに良好なものへと改善・育成していくことにその目標があり、市民・地域住民・事業者・専門家のそれぞれの立場からの自主的な取り組みや、協力を促すことが目的となる。

函館市西部地区歴史的景観条例に基づく啓発誘導・助言・指導や助成・援助などが、これにあたる。

③ 事業的手法

事業的手法は、街路・公園・港湾などの公共施設を中心とした環境整備をとおして景観形成を図るものである。

市などによる環境整備事業などが、これにあたる。

3. 景観形成の推進

歴史的景観地域の景観は、先人たちの手によって、長い歴史の中で形成されてきたものであり、決して一朝一夕に形成されたものではない。

景観は、市民および地域住民の日常生活や創造行為の、長い時間の中での積み重ねによって形成されるものであるところから、今後の景観形成の推進にあたっても、行政と市民および地域住民が一体となって、それぞれの可能なところから、長期間にわたって継続的に取り組んでいく姿勢と熱意が最も必要である。

(1) 公的空間の質的向上

街路・公園・広場・公営住宅・学校・港湾などの公的空間は、景観を構成する大きな要素であり、地域の景観形成に対し、先導的な役割りを果たすものである。

そのため、公的事業を展開するにあたっては、景観形成のための事業として、それぞれ景観向上に結びつくように創意工夫を施すとともに、各事業間の調整を図り、総合的・計画的にすすめていくこととする。

また、公共建築物やストリートファニチュアなどについては、設計競技（デザインコンペ）などを実施し、広く専門家や市民および地域住民の英知をあつめる。

(2) 啓発誘導

景観形成の推進は、市民および地域住民の理解と協力なくしてはありえない。

そのためには、景観形成に対する意識の高揚を図るために、次のような啓発活動が必要である。

- 広報紙・講演会・シンポジウムなどによる啓発
- 景観形成に対する意識の高揚を図るためのパンフレット・ビ

デオ・映画などの作成

- 緑化運動や美化運動など、景観形成に関する各種運動の展開
- すぐれた建築物やすぐれた活動などに対する表彰制度の実施
- 景観をとおして地域の歴史や文化を学習し、景観形成に対する意識の高揚を図るための教育活動の実施
- 景観形成についての事例の紹介や、さまざまな情報の提供
- 公共建築物などについての設計競技の実施
- 市民団体や地域住民組織の育成
- 景観形成について気軽に相談できる窓口の創設
- 関係諸団体に対する各種啓発活動の実施
- その他、地域懇談会など、あらゆる機会をとおしての啓発

(3) 住民参加

景観形成を推進していくためには、市民および地域住民の理解と協力とともに、自主的な参加が必要である。

そのため、次のような方策をすすめ、住民参加を促す。

- 景観形成についての意向調査や提言・アイディアの募集などをとおしての住民の意見反映
- 地域懇談会の開催をとおしての住民の意見反映
- 景観協定の推奨
- 景観形成住民団体の推奨
- 諸制度の紹介・宣伝や制度活用の指導・援助
- 審議会への委員参加をとおしての意見反映
- 花いっぱい運動などの、景観形成にかかわる住民の自主的な活動に対する奨励・援助
- 公共建築物などについての設計競技の実施による市民参加
- 基金制度の創設と運用に対する市民参加
- 「景観モニター」制度の創設による市民の意見反映
- 景観形成にかかわる市民団体の育成と団体との懇談会の開催などをとおしての意見反映

(4) 助成・援助

景観形成を推進していくために、必要な助成・援助を実施する。

特に、下記の事項の充実を図る。

① 歴史的景観地域内の行為

- 建築物および工作物などのデザイン向上のための融資・技術的援助など
- 景観形成指定建築物等の保全整備助成
 - ・修理助成
 - ・緑化助成など

② 伝統的建造物群保存地区内の行為

- 建築物その他の工作物および環境物件の保存整備助成
 - ・管理助成
 - ・修理助成
 - ・修景助成
 - ・復旧助成

③ 景観協定に係る活動および景観形成住民団体の活動

- 活動に対する助成など

(5) 推進体制

景観形成にかかわる計画や施策は、あらゆる分野にまたがるが、調和のとれた景観形成のためには、これらを相互に調整し、総合的に推進するための府内体制の確立が必要である。

また、景観に関する調査・研究、資料の収集・提供などの他、市民・地域住民や事業者などに対する助言・指導を、適切に実施していくためにも、運営体制の確立が必要となる。

その際、府内の運営体制を補強し、さらに広く専門家などの英知を活用するための「景観アドバイザー」制度や、市民および地域住民の意見を反映するための「景観モニター」制度など、新たな制度の確立が必要である。

(6) 関連施策の推進

景観形成基本計画の推進に必要となる関連施策については、国および道に対しても、適宜、協力要請を行っていく。